

平成19年守谷市議会第3回定例会会議録

平成19年9月 市政に関する一般質問

〔 12 番梅木伸治君登壇 〕

12番（梅木伸治君） 通告順位1番の梅木伸治でございます。

きょうは非常に傍聴者の方も多く、ことし初めてじゃないかなと。先般のひがし野のマンションですか、そのときにも随分傍聴者の方もいらっしゃいましたが、どういうわけか、私のタイミングのときに非常に多いので、緊張も大変高まっているという状況でございます。

さて、今回の一般質問は、黒内小学校の悲劇、市民のため息、市民の声という形で3本出させていただいております。

過日、1万人アンケートということで、守谷市民の方々にアンケートの調査をさせていただきました。私の選挙公約でございます市民の声を議会に届ける、市民のため息さえも議会に届けるという公約を上げさせていただきました。その中の一つの作業として、8月、9月にわたって1万人のアンケートをとらせていただいたということでございます。その1万人アンケートの中にございました市民の声、まさに市民のため息を、今回はこの本会議の中に私が持ってきたということになります。いずれにしても、大切な市民の皆様の声でございますので、行政または執行部の皆様に至っては前向きな答弁をいただきたいと思っております。

また、前段が長くなりますが、昨日、安倍総理が退陣というニュースが入りました。松丸修久議員と同級生であるという安倍総理でございますが、約1年間で退陣、守谷市議会においての52歳は、今2期目、全開で走っているようでございますが、安倍総理に至っては1年で終末を迎えたという結果になりました。

さて、本題の今回の質問、黒内小学校の悲劇というところから入っていきたいと思っておりますが、これはまさに子供たちにとっての悲劇でございます。市民の皆さんに、この情報、またこの話は伝わっていないと思われまして。これは黒内小学校に通われているお子さん、保護者の方からの話でございました。

この事件というのは、夏休み中、黒内小学校のプールに画びょうがまかれたということでございます。1年生から6年生までの大切な守谷市の宝は、無防備、まさに裸ですから無防備ですね、そんな中に画びょうをまかれたという事件がございました。

これは、ほかの小学校、中学校にそういうことがあってはならないということもあってか、この情報はすべての皆様へ届ける状況ではなかったようでございますが、私がここであ

えて一般質問として取り上げさせていただいた意図は、画びょう以外に確認できないものが入っていたらどうするんだと。私は、今言う子供たちは宝でございます。その宝物を守っていくのが大人の仕事である、そういうスタンスの中で、今回小学校にまかれた画びょう、万が一農薬が入っていたり、変なものが入っているといった場合、子供たちにとって直接悲劇、惨事になることも考えられるというところから、この黒内小学校の事故に対しての経緯を改めて質問するとともに、今後、どういうふうな安全対策、そして今後ないような形をするために施策というものを、多分行政所管の中で話し合いがされたと思います。その経緯を最初に質問したいと思います。

議長（又未成人君） 教育次長染谷 隆君。

教育次長（染谷 隆君） お答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、黒内小学校の方のプールに画びょうが落ちていたということで、夏休み期間とおっしゃいましたけれども、私どもで確認しておりますのは、6月の19日の授業の前でございます。

経緯を申し上げますと、19日、5年生のプールの授業の前に、児童の方から画びょうが落ちていたという報告を受けまして、担当教諭2名でプールの中を捜索いたしました。結果、最初20個の画びょうを発見し回収した次第でございます。

その後、再度、点検をいたしました結果、9個の画びょうが発見されたということで、それ以降見つかっておりませんでしたので、慎重に教諭が先に入水しまして、画びょうの点検を再度いたしまして、プールをその日は実施させていただきました。で、子供さんたちには影響はなかったという報告を受けております。

翌20日です。画びょうがなかったということで、プールの点検、目視点検、水中の網で画びょうをさらうという作業をしたところ、異常がなかったということでございましたので、プールの授業を実施いたしました。

その際、中に一つ画びょうが残っていたということで、お子さんは、水中ですので、ちょっと触れただけで大したことはなかったのですが、そのことが発覚しました以降、プールを急遽中止いたしまして、その児童の手当をしたということでございます。

その報告を教育委員会が受けまして、プールの中止と、底の点検ですね、のための水の排出を指示させていただきました。全部水を抜きまして点検いたしましたけれども、それ以降、画びょうは見つかっておりません。

この事件につきまして、故意であるのか、過失であるのか、ちょっとはっきりしないのが現状でございますけれども、そういうことで大事には至らなかったということでございます。

また、学校側では急遽、児童に対する全体集会を開いたということの報告を受けております。で、事故の概要、それとプール入水時に勢いよく入るなよとか、そういうことを一応マニュアルもございますので、そのマニュアルに従って子供たちに説明したと、注意するよう

にということですね。特に、だれがこういうことをやったのかわかりませんが、こういう危険な行為、ほかの人に被害が及ぶということの重大性ですね、それをお子さんたちに教えたということで、決してまねをしないようにということで、全体集会を終わったということでございます。

さらに、ご父兄の方に対しましては、文書でもってすぐに事故の概要的なものをお知らせして、プールを中止していますということで、通知文を差し上げているという状況でございます。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 今、赤裸々にこの事件に対しての説明がございました。しかし、今抜けているのは、今後の対策ですね。あつてはならないこの事件、事故なのでしょうか、これを防ぐためにどのような施策、また対策をとっていくのか、ここがポイントだと思います。過去を振り返るのではなくて、その事故に対して、今後どのように対応していくんだということが大切なのかなというところでございますので、その部分を一つ。

そして重ねて、多分水の入れかえを全面的になされたと思います。守谷の水道料金は非常に高いと言われておりますね。あれだけの水を入れかえらなれば、それ相当の経費もかかったのかなというところでございます。この辺も含めてご答弁をお願いします。

議長（又未成人君） 教育次長染谷 隆君。

教育次長（染谷 隆君） それでは、お答えいたします。

まず、費用についてでございますけれども、水を全部抜きましたので、黒内小学校のプール約450トンの水量があります。本プールと浅いプールの方ですね、合わせて大体450トンぐらいございます。それを上下水道料金に換算しますと、先般ちょっと確認させていただきましたが、大体18万円程度になるというお話でございました。

それから、今後の対応でございますけれども、まず、現在は学校でプールを始めるとき、夏に向かってプールを始めるとき、全部水をいったん抜かさせていただいております。で、各学校でそのプールの清掃を行って、不純物、いろいろなものが入っておりますので、そういうものを全部除去する作業をするわけですが、対応としては、まずその部分を徹底させるということ、まず指示いたしております。

それから、水を入れるとき、あるいは入ったとき、これの水の入っている期間の巡視等、さらに教職員の巡視を強化するという手法をとっております。

さらに、通年行っております、プールの開始時に水質検査を行っております。これらにつきましても何項目か、塩素の濃度とか金属類、それから、大腸菌とかそういう一般細菌ですね、そういう検査があるのですけれども、それらについて再度徹底をさせると。项目的にもっと必要なものがあれば、それを見直しして再度行うというようなことを、来年度から実施しようかなと思っております。

今回のように異常が発生した場合には、様子を見るのではなくて、直ちに授業なら授業を中止して、異常があった場合にはプールを中止するということを徹底させていただきたい。で、被害の拡大を防止、あるいは被害が出ないようにしたいと、現在のところ考えている次第でございます。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

1 2 番（梅木伸治君） 3 回目になります。

安全対策は重ねてやっていかなければならないということで、今後進めるようでございますが、見えるものに関してはいいと、見えるものは目視で子供たちも確認できるわけですが、見えないものがあるのかなと。

体にどれだけ、経皮吸収というのですか、体の肌から入っていく、経皮ドックという言葉もございます。やはりそこら辺、プールの季節は終わったでしょうけれども、来年度に至るまでにどういう対策があるのか、また、ほかの市町村も全国的に調査をして、まさに子供たちの命を守るというスタンスの中で、先進地の事例等をぜひとも調査していただいて、そういったものを取り入れてほしいなど。あってはならないことでございます。子供たちに被害が、事故、けががないように最善を尽くすのは、先ほども申し上げましたが大人の仕事でございます。ぜひとも行政の皆様にも、その辺をお願いしたいと申し添えたいと思います。

それでは、黒内小学校の悲劇はこの辺で終わりにしまして、次に市民のため息でございます。

これは、行政に再三再四訴えてきたんだが、なかなかのれんに腕押しだと、何とかならないものかという市民の意見が、市民のため息であると感じていただければなと思うところでございます。今回は、道路整備に関する件ということで絞り込みました。

守谷駅前、随分新しい道路も整備されました。きのうときょうで通る道が違うというくらい、道路に関しては進化をしていると思われるところでございますが、それ以外の部分で、どうしても手落ちになっているもの、そしてなかなか行政の手が届いていないところというものが、今回の市民のため息というところでございます。それで、ふれあい道路の信号機、並びに違法駐車、歩道の確保と、この辺は一連の中で質問していきたいと思います。

まず、ふれあい道路の信号機、特に県道野田牛久線、北守谷板戸井線、この県道野田牛久線と言ってもぴんとこないでしょうけれども、伊奈方面からこの庁舎、アサヒビール方向に伸びている路線ですね。それと北守谷板戸井線、市道 102 号線でございますが、これは新守谷の駅から板戸井方面へ抜けている道路でございます。この道路が特にということでございますが、そのほかの交差点も含めてでございます。ふれあい道路の交差点、何台も通過せずしてすぐ赤になってしまうんだよと。ここの部分はどうしたらいいんだろうかと、どうしても朝、1分、2分という貴重な時間での出勤や通学かと思えます。1分待つというのも非常に長く感じられるところもあるでしょう。そういったものが今回市民のため息として一つ出ておりますので、ふれあい道路の信号機ということで、まず答弁をいただきたいと思えます。

続いて、その道路に関してでございますが、歩道にかかる植栽、路側帯の部分に草が生えていて歩道になっていないという場所が市内に何カ所もございます。これは、私、平成17年9月の議会において、植栽が歩行者の危険を高めるということで一般質問をしました。ちょうど2年前でございます。そのときの総務部長の答弁は、広報紙を利用しPRするとともに、道路パトロール時に直接個別にお願いしていくというお答えをいただきました。子供たちの通学路もそうですし、駅、例えば南守谷駅周辺もそうでしょう。そんな中での歩道にはびこるといふか、出ている植栽について、何とか行政道路パトロールのときに個別に注意して歩道の確保と。

道交法の中でも、0.75メートルが歩道という幅の規定もございます。守谷市内、路側帯の部分を見ますと、とても75センチはないでしょう。畑の土がこぼれていたり、山から枝が出ていたり、草が出ていたり、そういったものもございます。そういった場所に対して、道路のパトロールのさらに充実をお願いしたいと思うところでございます。

重ねて、もう1点、ニコル、おわかりになるでしょうか。バッティングセンターがございましてニコルわきの歩道ですね。あそこは294号線から斜めに入る部分と、ニコルさんの反対側の植栽、どうしても車でさえすれ違うのに難儀するという路線かと思えます。こういった路線に対する植栽、これは通過されている皆さん、時々通過されている皆さんもそこは感じるころだと思えます。こういう路線について、行政はどのような対応をされているのか、多分これは市民の声として行政に届いているかと思えます。現在の状況、今後の展開をお示しいただきたいと思うところでございます。

まずは、その部分の答弁をお願いします。

議長（又未成人君） 生活経済部次長寺田功一君。

生活経済部次長（寺田功一君） お答えします。

まず、1点目のふれあい道路の信号機の件についてお答えさせていただきます。

信号機の管理につきましては、取手警察署の方で行っておりますので、確認をしましたところ、ふれあい道路の信号機につきましては、取手市の国道6号との交差点から、今ご指摘のありました北守谷板戸井線との交差点、つまり、北守谷地区の市民交流プラザ予定地の交差点ですね、までは地域制御型の信号機ということになっているそうです。ふれあい道路の設置してあります感知器により渋滞状況を検知して、コンピューターにより制御して運営をしているということでございまして、そのため、朝夕の混雑時と交通量の比較的少ない夜間では、信号の切り替え時間が変更されているという状況で、一体型で管理しているということでございます。

確かにご指摘の交差点については、通過するのに何回か待つということもあるようでございますので、何らかの対策がとれるものかどうかということ、取手警察とよく相談をしていきたいと思っております。

議長（又未成人君） 都市整備部長石塚秀春君。

都市整備部長（石塚秀春君） それでは、2番目の歩道にかかる植栽の件についてお答えいたします。

市では、植栽、それと結構草も生えておりますので、主要な道路については、通常草刈りについては年に二、三回、業者に頼んでお願いしているところでございまして、また、今ご質問の植栽等が道路に出ていて、歩行者なり通行に妨げがあると、確かにそういう箇所も多々ございます。そういうことで、市といたしましても、所有者であります方に剪定をお願いしているわけですが、基本的には所有者が剪定していただくのが前提でございますので、そういうお願いをしているところでありますけれども、従ってくれる方もありますし、なかなかやってくれない方もおる中で、当然苦慮しているような状況でございます。

それと、先ほどパトロールということもございましたけれども、当然パトロールをしながらそういうものを、危険箇所があれば地権者の方にお申し、また、市民の方々からの通報等によりまして、そういうものがあつたときには地権者の方に通知し、切っていただくような指導をしているところでございます。

それと、最悪危険度の高いところに関しましては、どうしても連絡がとれないとか、なかなかやっただけがないようなところには、万やむを得ず、若干ですけれども、市の方でも、その許可さえあれば切ってもいいと、やはり無断では切ることができませんので、そういう対処をしているケースも少しはございます。

それと、ニコルのところの道路につきましてですけれども、これにつきましては、以前も要望がございまして、歩行者の安全を確保しろというお願いがあつた箇所でございます。それで、市といたしましても、平成11年度からできれば拡幅して、片側でもいいから歩道ぐらいつけたいということで、いろいろ測量等を実施してきたわけですが、今後とも拡幅に向けて努力は続けていきたいと思っております。

それと、あそこの植栽につきましては、何回か剪定していただいているのも事実でございます。また状況を見て、危険な状態であれば、地権者の方にお申ししていきたいと思っております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 植栽に関しては、道路パトロールのときに、気がついたときに声をかけるというふうに、即効性のある形でやっていただきたいなど。

また、ニコルわきの歩行者に対する安全対策、平成11年から事業に着手ということでございますが、もう7年、8年という道のりになりました。小学生の子供も中学、高校生ということになります。速やかに事が進むように、再三その地権者の方をお願いをしてほしいと思っております。

いずれにしても、成功というのは、できるまで続けるということが成功の秘訣であり、それが成功であると私言われたことがございます。地権者の同意がなかなか得られないから、3回行くところ2回、2回のところを1回、どんどん数を減らしていくということなく、熱

心に地権者の方に折衝してほしいと、重ねてお願いを申し上げるところでございます。

次に、守谷駅周辺、先ほども少し触れましたが、新しい道路がどんどんできてきて、きのうあった道がなくなったり、きのうなかった道路がきょう新設されていると、まさに変革の駅周辺でございますが、この中で3点ほどお尋ねしたい、また要望したいことがございます。

一つ目は、西口駐輪場から駅構内に向かう場所、この場所は描けますか。西口の駐輪場から、ペDESTリアンデッキでなくて、その下の道路を渡っていく。左側は今はマンションの建設か何かで非常に工事の車が左側にいっぱいあります。また、駅に送迎に来ていらっしゃる車の駐車も非常に多い場所なのですね。常陽銀行の手前には歩道があるのですが、その駐輪場のところが歩道がないのですよ。しかし、私は毎朝あそこを通ってくるわけですが、両脇を見ながら、間口ないのですかというぐらい、心配なほど歩行者の方がいらっしゃいます。ここの部分は、速やかに、本当に速やかに横断歩道の新設をお願いしたいなど。あの道路は仮設ではないですし、今後も残る道路でしょうし、駐輪場またその駐輪場への利用ということも、294側にもふえつつあるという風の便りも聞いております。そういう意味ではペDESTリアンデッキを渡るのがベターなのですが、その下を渡る方もいらっしゃいます。しかし、交通弱者、歩行者がやはり安全に渡れるというのは、守谷市の安全対策としても必要なことであるという中で、横断歩道の設置を要望していきたいと思っております。

それと、これは質問なのですが、自転車で東口から西口に抜けられるような環境はないのですかということがございました。私もぼっと描くと、あそこは広い階段があって、向こうへは抜けられないよなと思ったところですが、その上を見るとペDESTリアンデッキがあるのですね。当然ペDESTリアンデッキを渡って駅構内に入って西口へ、西口の人も同じように東口に来るとということがベターであると思っておりますが、今言う駐輪場の下の段にいる人は、なかなかペデの上に乗っていきということが、作業として、言葉は不適切かもしれませんが、億劫であるのかなと思うところがございます。

ある先進地を視察に行ったときには、階段のわきに側溝程度の幅があって、自転車を押して行けるようなスロープになっているようなところもございました。それがいい悪いはともかくとしても、現在のところ東から西へ抜ける方法として、ぜひとも何か妙案があれば、市民の方にご紹介をいただきたいということでの質問でございます。

次、今申し上げました守谷駅西口、東口でございますが、T×大繁盛ということで、送迎の車も随分ひっきりなしに来ているようでございます。このロータリー付近の安全対策として、今、横断歩道を申し上げましたが、例えば旧道八坂の方から駅に入ってきて、エレベーターを左手に見た丁字路とか、ロータリーから出てきた丁字路、そういったものが丁字路として何カ所かあると思っております。こういうところへの信号機の設置、信号機というのは非常に高いですし、警察署所管において2基とか3基とか設置できる予算も上限があるようでございますが、声を上げなければ、手を挙げなければ一生そこには設置されませんので、そういった危険と思われる場所に信号の設置を、3年後につくなら、きょうつけてもらった方が安全は向上するわけですから、そういう意味をもって早急に信号の設置の要望をお願いしたいなというところがございます。その駅周辺に関して、二つ目、まとめて質問させていただきます。

議長（又未成人君） 都市整備部長石塚秀春君。

都市整備部長（石塚秀春君） お答えいたします。

まず最初ですけれども、常陽銀行の前の通りですか、都市計画道路がありますけれども、横断歩道がないということで、これは以前から協議しておりまして、ペDESTリアンデッキのある西口広場側ではないのですけれども、土塔口といいましてその反対側、渡るとエスカレーターにぶつかるところです。そこに横断歩道を設ける計画がございまして、本当は9月の上旬にやる予定でしたけれども、ここ台風やら雨やらでできませんでしたが、これについては近日中に実施する計画を持っています。

それと、2番目の駅前の西口と東口の関係でございましてけれども、通常であれば、ペDESTリアンデッキを使いまして交互に行っていただければよろしいのですが、ただ西口東口の広場におりるときのおりやすさの問題がございましてけれども、あと上るときも、基本的にあそこにエレベーターを設置してございます。あの駅のところだけで4基ですか、そういうエレベーターには自転車と一緒に乗せることが可能でございまして、そういうものを活用していただいて通行していただきたいと。ただ、自由通路といいまして、基本的に関東鉄道やらTXの改札口付近にある通りの激しいところについては、自転車を押すような形で通行していただくようお願いしているところでございます。

それと、信号機につきましては、これはくらしの支援ということもございましてけれども、駅前なので私の方から答えさせていただきます。

今、特にお願いしているのが西口のロータリーの入り口、常陽銀行からちょっと来たところの西口のロータリーに入るところですね、そういうところに対する信号機の設置は、これは要望してございます。

あとは、いろいろな丁字路やら十字路、その危険度なり、そういう状況を見ながら、やはり要望していくことを考えてございます。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） そこに信号が1個設置されるということになると、余り距離がないですから、信号だらけになってしまうのかなという心配もございまして。信号の設置がそこに一つ目ということであるならば、反対側も早々につくであろうと理解しますが、それ以外の部分、信号機以外の安全対策というのがあるかと思っておりますので、そういった手法を提供していただいて、執行していただければと考えるところでございます。

また、東、西に向かうのにエレベーターに自転車を乗せるというのは、若干抵抗があるのかなと思いますし、市民の方も、乗せていいですよということがわかっているのか、わかっていないのかわからないので、使ってもいいですよという表示をさせていただければ、例えば中に歩行者の人がいたときに、そこに自転車を乗せていくというのは若干抵抗があるかと思っております。いわゆる自転車も使えるエレベーターなんですよということが知らしめてあるかどうか分かりませんが、そういったものをそこに付けていただくことによって、そういった利用、利便性の向上ということがあるかと思っておりますので、その辺の配慮をお願いしたいと思

います。

次に、道路に関して、これは最後になりますが、住宅街の路上駐車という観点です。

これは、みずき野地区の方からの声でございます。住宅の中に違法駐車というのでしょね、常時とめてあるような車もあるし、非常に交差点から近いと。交差点から何メートルという駐車禁止区域は、整備部長は十二分に理解されていますよね。

そういう駐車禁止のところもでございます。そういったところで、何とか緊急車両が通過ということも考えると、やはり道路は道路の状況にしていかなければならない。その中で住宅街にある違法駐車を、一掃とまではいかななくても、行政の力ではどうしても行き着かないところがあるかと思えます。その地域に住まわれる方、またはその自治会等に協力を願って、そういう違法駐車を排除できないものか。せめて、行政あれやれこれやれということではなく、この部分は市民の人たちの自治会の力をかりて、違法駐車を1台でも減らすという方向性がとれないかなと思えますので、そこを少し検討してほしい。

過去、平成14年度から数年間、北団地においてシルバー人材センターの方が、違法駐車ということでの取り締まりとは言わないのですが、注意勧告ぐらいの話ですか、そういった作業が過去にあったと私も見てまいりました。シルバー人材センターもそれはそれでいいのですが、やはり先ほどのまちづくり、市長が提言している中で、自分の住まわれる、まさに自分の使っている道路でございますから、行政と一体となってそういったものを、違法駐車排除ということでの動きができないかということが一つです。

そして、二つ目、これは本町上町通りでございます。平成18年、昨年9月の議会において、私と倉持和夫議員の2名で請願書を出させていただきました。これは上町通りにしっかりした歩道整備をするべきだと、八坂の前の通りですよね。で、市長にもご賛同いただき、あそこの歩道の部分、両脇とも警告というか、注意を払うために赤く塗っていただいたわけでございます。で、赤く塗っていただいたのはいいのですが、道幅が広がったために車がとめやすくなったと。逆にそういう感覚でとめている方もいるのかと思えます。

そこで、あそこの路側帯は75以上あるところと、幅はまちまちになっているように感じるのですが、いずれにしても、あそこの路側帯の左の白い白線は1本しか引いていません。1本しか引いていないということは、自動車が停車する位置はどこまでとめられるのか、これは道交法ですから、免許を持っている方は全員が知ってのことだと思えます。が、しかし、残念ながらあの路側帯、中に踏み込んで壁際に車をとめている。そこは、路側帯75センチ以上であれば、路側帯に面して以上であれば、歩道の左壁から75センチのところまで車をとめていいよと。しかし、路側帯が75センチ未満であるならば、そして75センチであるならば、それ以上は中に入れなないというのが道交法のはずなのですね。これは、さきに都市整備部長の手元に届いているかと思えます。これは教習所の本なのですから、その中にしっかり明記されているものです。

そして、火災報知機から1メートル以内や、駐車場車庫から3メートル以内は駐車禁止、停車も禁止です。もちろん自分の駐車場であってもだめなのですね。こういったものは、残念ながら免許をとって10数年、20数年、30数年すると忘れてしまうのですね。また、道交法の改正というものもでございます。

そんなところで、せっかく歩道のしっかりした整備をつくっていただいたわけなのですが、そういうふうに通法というのですか、そういったものが頭から飛んでしまっ
て、そういう違法なとめ方をしていると私は日々思うところです。ですから私は、そのところを改めて注意を促す作業をする、それをお願いするとともに、あそこに2本の路側線を入れてほしいと要望します。

これは、2本というのは歩行者専用の歩道という位置づけになります。ですから、そこまで2本の線を引いて、そこには車は入らないという形をとることが、まさに子供たちの先ほどの命と同様、上町のあそこを通る方たちの、年配者、お子さんの命を守ることなんだという自覚のもとに、そういうふうな施策というか、線を引くのは警察で引くのかどこで引くのか、私もちょっとそこまではわかりませんが、そこまで市民の命を守っていくんだという思いの中で提言をします。その前段の部分、駐車違反、停車しないようにということは当然ですが、その両面的な形である上町、守谷市で一番安全な歩道になるような形にとってほしいなと思うところでございます。その辺についてのご見解を伺いたいと思います。

議長（又未成人君） 生活経済部次長寺田功一君。

生活経済部次長（寺田功一君） まず、1点目の住宅地内の路上駐車の対策について回答させていただきます。

住宅地内の路上駐車につきましては、道路の見通しを悪くするために子供たちの飛び出し事故とか、出会い頭の事故ということ誘発するばかりでなく、先ほどご指摘のありましたように、消防車とか救急車等の通行の妨げになりまして、現場への到着時間をおくらせるという支障も出てくるおそれが当然あるわけでございます。

そのために、議員からご指摘のありましたように、平成14年から16年の3カ年間ですね、国の方で行いました緊急雇用対策事業として、シルバー人材センターで、防犯それから駅前での放置自転車対策とあわせて、路上駐車対策ということでチラシを差し込みまして、指導した、啓発したという経緯がございますが、議員ご指摘のとおり、自分たちの地域の道路ということで、使いやすさというのも当然求めていきたいと思っておりますので、地域の自治会等の協力をいただきながら、指導啓発をしていきたいということを考えております。そのためのチラシとか、そういうものについては市の方で用意しまして、それから、いろいろ自治会の方でやっても、隣近所の方の中でいろいろな方がいらっしゃいますので、自治会の役員さんのところに嫌がらせがあったりということも過去にあったように聞いておりますし、実際そういう報告も受けておりますので、そういう場合については、市役所で全面的に対応しますし、悪質な場合については警察の方の駐車違反の取り締まりというのでも、当然違法行為でございますので、そういう対応も含めて行っていきたいと思っておりますが、まずは自治会とよく協議をしまして、チラシを貼付してワイパー等に差し込んで、マナー向上を促すような啓発活動を中心に行っていきたいと思っております。

議長（又未成人君） 都市整備部長石塚秀春君。

都市整備部長（石塚秀春君） 本町上町通りの例のカラー舗装の件でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃられますように、18年度の請願に基づきまして地元の方々と話し合いをし、今の形をとったわけですが、一つここで地元の

方々の協力ですね、9本ほど電柱が道路上に立っていましたけれども、その9本全部を撤去し、民地に入れていただいて、あれだけの広さを感じるような、ある意味の歩道が確保できたということでございます。

それと、先ほどの、基本的には歩道というイメージの路側帯という形をとってございます。あそこの幅員ですけれども、広いところで7.7メートルから8.7メートル、それで車道として2.75、合計5.5メートルをとってございます。そうしますと、歩道として通っていただけの路側帯が1.1メートルから1.6メートルが大体標準的な断面になってございます。それで、違法行為については、当然これは道路交通法の対象になりますので、それとあそこについては一応駐車禁止区域になってございます。そういうものの規制があるわけでございます。

先ほどの路側帯というのは、さっき議員がおっしゃられますように、0.75メートル以上の路側帯ですと、歩行者が通れるスペースをあけて駐車しなさいということになってございますので、そういうもののPRなりご協力、地元の方に、含めてPRしていく必要があるかと思えます。

ただ2本線を引くというのは、歩行者専用道路、歩道という形をとったらどうかという提案かと思えますけれども、そうしますと、道路交通法上、車は進入できませんので、そうしますと駐車等もできなくなるということもございまして、やはり各家庭の利便性やら商店もございまして、そういうものを利用する方の若干利便性等を考えたときには、今ちょっと議論した中で決めていかなければいけないものかなと考えております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 今の上町通りについてです。

再質問なのですが、駐車ができないから2本にしないと。あそこは歩行者が専用歩けるように、安全に通過できるようにというのが主たる目的ですよね。それに車が入らなくなると利便性に欠けますよということは、まさにこれ本末転倒になってしまっていて、これはちょっと納得できないなという感じがします。

まずは、今言うように、あそこのところは駐車禁止であるよということと、道交法上のものを改めて、あの地域の人たちが、来たお客さんにこうですよというぐらいの話が、しにくいのかもしませんが、できればいいのかなと思えます。

今言う部長の答弁ですと、車を利用される方のモラルにゆだねるしかないみたいな、そんな言葉の語感でございます。私は、市民の歩行者を守ることであるならば、まずはそこに主眼を置いて、モラルでは守り切れないならルールにする、これはしょうがないことではありますが、そこまではつくっていかないといけないのかな。まさに命を守ることでございますから、モラルだけでは守り切れないと、そういうときにはルールをしっかりと整備して歩行者の安全を向上させるということが大切だと思えます。

昨日、環境審議会においてポイ捨て条例というものが審議されました。これは、犬のふんやごみをぽんと投げないように、たばこを歩行しながら、歩きながら吸わないように、そう

いった条例を今後制定していきたいという、きのう環境審議会があったわけですが、その中でも結果的には市民のモラルですというところが落としどころでした。本当に市民の命を守り、市民の安全を守っていくということであるならば、ときには厳しいかもしれません。しっかりしたルールを整備して守り抜くんだということがあってもしかりだと申し上げて、ここの部分は終了したいと思います。

次に、市民の声として二つございます。これはまさに市民の素朴な疑問の一つであり、素朴な提案なのかなと感じるところの二つでございます。

この一つは、税金などの納付書が一つの家庭に何通も届く。私あて、私の父あて、そしてうちのかみさんあて、1軒のところに三つも来るわけですね。そういう一つの家庭であるならば、一つの1世帯の家庭であるならば、その家族に対して1通で送ってしまえば3分の1で済むのではないですかという提案がございました。以前私は、市の職員が文書配付のときに、わざわざ2名の方が行く必要ないでしょうと、民間ではみんな1人がその企業に行き、請求書を届けたり見積書を届けたりということですよ、何で行政はわざわざ2人乗っていかなければならないのですかという質問をさせていただきました。その延長線上にこういうものがあるのかな。市民の声として、一つの家庭に何通も市役所から通知が来るんだと、納税通知なのでしょうか、伝達文書なのかわかりませんが、幾つも来るんだと、こういったものはやはりむだじゃないの、一つでできるものは一つにしてしまった方がいいでしょうよという、そんな提案がございました。

これに関して、きょうの質問でございますから、できる、できないという結果は答弁はできにくいのかなと思いますけれども、検討をぜひともお願いし、今の時点で問題点があるならば、そこを開示願いたいなと思います。

そして、市民の声の二つ目でございますが、スピーカーの設置による緊急広報ということでございます。これは、近隣の市町村の中でも使われていますね。サイレンが鳴ったり、時報が鳴ったり、そういった広報として町の中にスピーカー、外部スピーカーがある、こういったものを設置することによって、万が一の緊急広報ができるのではないですか。今、不審者情報というのが、私の携帯に、メールもりやというのですが、入ってきます。不審者がいますよみたいな、あと火災がありましたよというのがメールで携帯に入ってきますが、そのメールを見る瞬間とその場所がぴったりはまるかどうかはわかりません。もしそこに不審者がいたり、何らの事件、事故があったならば、その場で即答、その場で広報すれば、まさにリアルタイムで対応できるなど、私はこの市民の提案に同じような感じを受けたわけでございます。

もちろんそのスピーカーが、場所によっては、うるさいとかということもあるかと思いますが、その状況はその状況の中で配慮しながら、こういったスピーカーの設置というのを検討いただけないか、この二つを最後に質問したいと思います。

議長（又未成人君） 総務部参事補大徳 清君。

総務部参事補（大徳 清君） 納税通知書の送付方法でございますが、ただいま議員の方からご指摘がありましたように、確かに一遍に送付すれば経費も郵送料もかなり節減できるのではないかとご指摘でございますが、納税通知書は法律によって個々に個人ごとに通

知しなさいということになっています。これには、個人情報の関係とプライバシーの問題に絡んでいるということをご了承願いたいと思います。

ただ、納税者の方から承認していただければ、その方法も可能でございますが、ただ、家族内でもいろいろと承認できるかどうかについても問題視されていますので、そういったところについては、今後、期間を置いて納税者等の承認が可能ならば、そういった方向も含めて総合的に研究させていただきたいと思います。

議長（又未成人君） 総務部長橋本孝夫君。

総務部長（橋本孝夫君） それでは、2点目につきまして、お答えをさせていただきます。

今、守谷市の場合には、そういうような無線につきましては移動系の無線という形で、今議員からありました同報系無線という形で、県内44市町村のうち35市町村がそういう形ものを利用しております。いずれにしましても、今の私どもの無線につきましても、平成23年の5月31日までにアナログからデジタルに変更しろという指導があります。そういう中におきまして、私どもの方でも、じゃあどういう形で整備しようかという形の中で、今ご指摘のありました固定系等につきましても検討を加えた結果がございます。これでいきますと、守谷市内に高いものにラップをつけて知らせるわけですが、大体これが70カ所つけないと全市内に届かないという形の中で、それでいきますとおおよそ3億円弱でございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、23年までにそういう形の中で今の無線が使えなくなる可能性がございますので、そういう検討をしてございます。その中で今後そのような同報系無線がいいのかどうか、これは費用面等を検討した形で、その後、国民保護法等も出ておりますので、できれば今年度中に今の移動系にするのか、同報系にするのかという見通しは立てたいなと。

ただ、今議員からご指摘がございましたとおり、必ずその周辺からはうるさいと、これは必ず出てまいります。それから70カ所の場所をどうするんだと、幸いに公園とか市有地とかありますればいいですけれども、なかなかそういう場所ばかりもない。特に団地の中等ですと、もちろん風向きとかによっても聞こえないとか、そういう弊害も出ていることは聞いておりますけれども、いずれにしましても先ほど申し上げましたとおり、今年度中あたりには、その見通しをつけさせていただきたいと考えております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） まずは検討していただかなければ先に進めません。先ほどの信号ではありませんが、やはり手を挙げ声を出さないとその要望は通じないと同じように、市民の声をここに持ってきて、行政が、市職員の方々が、そこに検討の課題として上げていただくということは非常にありがたいことだと思います。

個々の税金に対してですが、市の職員はどうされているのですか。

議長（又未成人君） 総務部参事補大徳 清君。

総務部参事補（大徳 清君） 市の職員については、事前に抜き出しをしてお渡ししております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） まさに自分の会社に来て、自分の会社に納める税金ですから、そこまでも郵送ということになったら、これはしっかりやらなければならないなと思ったところでございますが、自分の会社に来て、その納付書を持って納付していただいているということであるならば、それはそれでよしとしたいと思います。

また、納付書に関して、ご家族の同意がいただければということであるならば、私みずから律するという事はないのですが、我が家においては一つの封筒で送っていただけて結構でございます。

以上申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。